平成２６年（フ）第８４号
広島県福山市芦田町大字下有地1053番地３
債務者　中山　克幸
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第７７号
青森市緑２丁目20番地14　レジデンスルミエール102号
債務者　谷川　正一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８３号
青森市浜館３丁目１番地41
債務者　東　　利雄
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６１号
北海道河東郡音更町緑陽台仲区35番地５　グリーンハウスＡ－１
債務者　木幡　建治
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
熊本県上益城郡御船町大字上野652番地
債務者　川部　由貴
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２５号
栃木県日光市瀬川1379番地８　広川アパート３号、前住所栃木県日光市今市66番地４
債務者　成年被後見人　山﨑　一惠
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８３号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　浦和第二314、旧住所さいたま市浦和区東高砂町21番４号　イースタン21
債務者　茅根　靖人
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
岩手県北上市村崎野16地割２番地20
債務者　及川　博司
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２２号
福島県会津若松市馬場町３番14号、前住所千葉県佐倉市臼井台1277番地10　パレス臼井台202
債務者　大宮　英一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
群馬県藤岡市篠塚633番地　県住Ａ棟106号
債務者　小池　公子（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１５４号
住居所秘匿、連絡先さいたま市浦和区高砂２丁目２番６号―1004号　海老原法律事務所
債務者　河井　由美（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２１号
新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田乙647番地20
債務者　小出　弘美
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第６８号
愛知県一宮市起字東茜屋77番地
債務者　早川　由美（旧姓越野）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第７９号
愛知県岩倉市下本町城址98番地13
債務者　三浦　美紀
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第８８号
愛知県一宮市木曽川町門間字南島海46番地　ハイツかどま301号
債務者　浅野　欽一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１５２号
堺市南区竹城台１丁１番２―326号
債務者　ファミリーダックスこと　森下佐代子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
大阪府松原市南新町１丁目12番25―405号、前住所大阪府松原市東新町５丁目５番４号
債務者　吉岡みどり
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係